

令和2年度 高等学校入学者選抜審議会 第3回専門委員会

日時 令和3年2月9日(火) 10:00～

場所 行政庁舎16階 教育庁会議室

(Google Meetを用いたオンラインによる委員会)

次 第

1 開 会

2 報 告

●第2回高等学校入学者選抜審議会への報告事項と主な意見

3 審 議

●宮城県立高等学校 全国募集モデル校実施案について

4 その他

5 閉 会

【 資料 】

- 資料 報告・審議関係資料
- 別冊 専門委員会まとめ資料
- 別冊 令和3年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項

高等学校入学者選抜審議会条例

(昭和28年3月28日条例第40号)

最終改正 平成24年12月条例第71号

第1条 教育委員会の諮問に応じ、高等学校の通学区域の検討、入学者の選抜の方法及びその実施並びに学力検査問題の作成について調査審議するため、高等学校入学者選抜審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2条 審議会は、30人以内の委員で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置く。

第3条 委員及び専門委員は、学校の教職員、総合教育センターの職員、教育庁の職員及び学識経験者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

第4条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、任期中においても当該委員を解職することができる。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査研究が終了したときは、退任するものとする。

第5条 審議会に、委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

第6条 審議会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

第7条 この条例に定めるものを除く外、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年10月11日条例第27号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第71号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

高等学校入学者選抜審議会 第3回専門委員会 名簿

【専門委員】

No.	氏 名	現 職	備 考
1	田端 健人	宮城教育大学教職大学院教授	入選審委員
2	佐々木奈緒子	宮城県PTA連合会副会長	入選審委員
3	河本 和文	東北学院榴ヶ岡高等学校副校長	
4	中里 寛	大河原町立大河原中学校校長	入選審委員
5	小山 順子	南三陸町立歌津中学校教頭	
6	葛西 利樹	宮城県志津川高等学校校長	
7	早川 健次	宮城県宮城野高等学校教頭	
8	岡 邦広	宮城県総合教育センター所長	入選審委員

(教育庁)

教育企画室	教育改革班企画員	柴 大輔
	教育改革班企画員	熊谷 恭
高校教育課	参事兼課長	遠藤 浩
	副参事兼課長補佐	鈴木 智子
	副参事兼課長補佐	牛渡 丈晴
	教育指導班課長補佐	菊田 英孝
	教育指導班主幹	上遠野裕子
	〃 主幹	菊地 芳浩
	〃 主幹	上園 知明
	〃 主幹	立澤 裕之
	〃 主幹	高木 伸幸
	〃 主幹	佐々木久晴
	〃 主幹	鈴木 尚純
	〃 主任主査	清原 和
	〃 主任主査	赤間 裕樹

(仙台市教育局)

学校教育部	高校教育課 課長	岩井 誠
	〃 指導主事	大塚 修哉

報告・審議 関係資料

報告

●第2回高等学校入学者選抜審議会への報告事項と主な意見

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 専門委員会による調査結果を踏まえた報告事項 | 1 |
| (2) 今後の方向性 | 2 |
| (3) 審議会でも出された主な意見 | 2 |

審議

- | | |
|---------------------------|---|
| ●宮城県立高等学校 全国募集モデル校実施案について | 3 |
| (1) 目的 | 4 |
| (2) モデル校の選出 | 4 |
| (3) 出願資格 | 5 |
| (4) 実施期間 | 6 |
| (5) 募集定員 | 6 |
| (6) 選抜 | 6 |
| (7) その他 | 6 |

報告事項

●第2回高等学校入学者選抜審議会への報告事項と主な意見

(1) 専門委員会による調査結果を踏まえた報告事項

【魅力ある教育課程、特色ある学び等】

- 学校自体の魅力化を図り、地域と連携した教育課程等、特色ある学びを実施することで、学びの質の維持に有効。
- 農業、林業、水産業など、宮城県だからこそその特色を活かすことも有効。
- 部活動の強化を目指した募集は、部活動のみでは難しいが、地域と連携した教育課程や、特色ある学びを実施している土台の上であれば有効。

【地域の受入体制】

- 住環境や身元引受人など、受入体制を整える必要がある。地域が責任を持つ。
- 身体的・心理的な安全・安心の確保等、全面的なバックアップがあることが必須。
- 金銭的な支援にも限界があるので、継続して全国募集を行うことが妥当かどうか、一定期間の継続見直しは必要。

【広報】

- 地域・教育魅力化プラットフォームへの登録は効果的な広報として有効かもしれないが、登録料80万円の負担をどうするかは課題。地域が負担することを主としながら、県としても一部負担できないか。
- 中学生に届く効果的な広報が大切。動画配信、コマーシャル配信など。

【懸念される事項】

- 充足率100%を満たしている学校での募集は、県内生徒の入学機会を奪うことになる。
- 住環境の確保、身元引受人の確保が困難。
- 失敗例もあるので確実に有効性があるとは言い切れない。
- 実際にやってみないとわからない点もあり、慎重な対応が求められる。

【宮城県への導入】

- 県内の生徒のためになるものであれば、積極的に導入を検討しても良い。
- 導入するとすれば、地域の要請があつてこそ。
- 充足率が100%を満たしている学校は対象外とする。
- モデル校で一定期間実施をした上で検証し、本格導入するかどうかを検討してはどうか。

(2) 今後の方向性

2回の専門委員会の審議を踏まえ、宮城県立高等学校入学者選抜への全国募集の導入については、宮城県にとっての有効性や懸念される事項等について不確かな点も多いことから、モデル校による実施を提案する。モデル校において一定期間実施した上で効果等を検証し、本格導入の是非について再度検討していくことが必要である。検討にあたっては、調査・研究について、継続していく。

(3) 審議会で出された主な意見

○理念がしっかりとしているべき

→高校の特色ある学校づくりについて、全国募集により、さらに明確で魅力的な特色を出す

○デメリットについて、慎重に検討を重ねるべき

○調査研究を継続していくべき。モデル校実施も良い方法。

○モデル校選出は地域の願いがあつてこそ

○公立高等学校の人事には転勤がある

→学校の特色を継続させるためには、学校づくりを地域の方々と一緒に行うとよい

○教育財政の面についても、教育効果をどう見るか、改善指標をどう立てるかなど、慎重に議論していく必要がある。

審議事項

●宮城県立高等学校 全国募集モデル校実施（案）について

1 目的

県外の生徒と本県の生徒が共に学び、多様な価値観に触れることで、互いの視野を広げ、成長を促す。また、地域と連携し、県外生徒が地域に学ぶことを通して教育活動の活性化を図り、将来的に宮城県に還元するつながりを構築するため、全国募集をモデル校において実施する。

2 モデル校の選出

希望する高等学校及び自治体の中から、宮城県教育委員会が審査した上で選出する。

3 出願資格

全国募集に出願できる者は、宮城県公立高等学校入学者選抜における出願資格に準じるものとする。さらに、以下のすべての条件に該当する者とする。

- (1) 該当の高等学校・学科を志望する動機や理由が明確であること。
- (2) 県外に住所を有する者。ただし、一家転住で本県内に住所を異動せざるを得なくなった者を除く。
- (3) 宮城県内に身元引受人がいること。

4 実施期間

5年以内の実施年数とし、3年間実施後に効果の検証を行う。

5 募集定員

- (1) 全国募集の募集定員は、宮城県立高等学校の募集定員に含めるものとする。
- (2) その割合については、宮城県教育委員会と協議の上、決定する。このとき、県内生徒の定員を圧迫することのないよう配慮する。

6 選抜

- (1) 実施校は、第一次募集において、全国募集を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、学力検査の結果及び必要に応じて実施する面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文の検査結果に基づいて選抜するものとする。
- (2) 学力検査
 - イ 学力の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
 - ロ 学力検査の内容は、宮城県公立高等学校入学者選抜と同様とする。

7 その他

1 目的

2 モデル校の選出

(1) 条件の設定について

・実施校条件例

- イ：市町村（地域）との連携が確立されていること
- ロ：生徒の受入体制の準備が整っていること
- ハ：学校（学科）の教育活動に特色があること
- ニ：過去3年間の充足率が1.0倍未満であること

(2) 審査基準について

3 出願資格

(1) 身元引受人、実施校及び宮城県教育委員会が取り組むべきことについて

例

①身元引受人

- イ 生徒の健康，食生活及び日常生活に関する見守りを行うこと。
- ロ 生徒と日常的に関わり，生徒の状況を保護者や学校と共有すること。
- ハ 生徒の病気やけが等の際には，迅速に対応すること。
- ニ 必要に応じて，学校の教育活動に参加すること。

②実施校

- イ 保護者及び身元引受人との連携体制を確立すること。
- ロ 生徒との日常のコミュニケーションを通じて，生徒の状況を把握すること。
- ハ 生徒の病気やけが等の際には，身元引受人と連携して，迅速に対応すること。
- ニ 生徒の生活状況や身元引受人の見守りの状況等について，全国募集により入学した生徒の状況等報告書により，毎年度末までに，教育委員会へ報告すること。

③教育委員会

- イ 生徒の生活状況や身元引受人の見守りの状況等を実施校からの報告などにより把握すること。
- ロ 実施校と連携して，生徒の安心・安全の確保に努めること。
- ハ その他必要に応じて，実施校に指導・助言を行うこと。

(2) 身元引受人がない場合について

4 実施期間

(1) 実施年数

(2) 効果検証

- ・ 検証期間

- ・ 検証方法

5 募集定員について

6 選抜について

7 その他

例

「求める生徒像・選抜方法一覧」

学校名	宮城県けやき高等学校	課程	全日制	学科 (コース・部)	〇〇科	募集定員 (全国募集)	8人
求める生徒像							
<p>本校は、多様な進路希望を持った生徒の自己実現を可能にする学校です。基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させて学力の伸長を図るとともに、特別活動等への積極的な参加を促すことによりバランスのとれた生徒の育成に努めています。</p> <p>また、保護者、地域社会から支持され信頼される開かれた学校です。</p> <p>豊かな人間性とたくましさを持ち、自主的・自律的・意欲的に生き生きと活動する、次の1～5のいずれかに当てはまる生徒を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本校で学ぼうとする理由が明確で、自主・自律の精神で、学校生活に意欲的に臨む生徒 2 基本的な生活習慣が身に付いており、豊かな人間性を磨くために努力できる生徒 3 進路実現に向かって継続的に努力し、積極的にインターンシップ等の体験活動に取り組もうとする生徒 4 何事にも真剣に取り組む、日々の授業を大事にする生徒 5 地域の課題と街づくりに興味・感心を持っており、探究活動に積極的に取り組もうとする生徒 <p>特に、全国募集選抜においては、上記5に当てはまる生徒を重視します。</p>							
全国募集（選抜方法等）							
全国募集選抜			8人以内 (募集定員の20%以内)		面接・実技・作文のうち 実施するもの		
<p>I 配点</p> <p>1 調査書 135点 ・ 国語, 数学, 社会, 英語, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術家庭全学年の評定を1.0倍にする</p> <p>2 学力検査 800点 ・ 国語, 数学, 英語 ... 得点を2.0倍にする ・ 社会, 理科 得点を1.0倍にする</p> <p>3 面接 3段階評価(A~C) 合計 935点</p> <p>II 選抜方法</p> <p>・ 審査は、学力検査点と調査書点を合計した点数を基に、面接の結果や調査書の記載事項(評定以外の特別活動の記録などの資料)も用いて、求める生徒像に照らして総合的に審査し、選抜する。</p>					<p style="text-align: center;">作文・面接</p> <p>I 作文 志望動機に関するもの ※学力検査当日に提出</p> <p>II 面接</p> <p>1 形態 個人面接</p> <p>2 時間 10分程度</p> <p>3 内容 (1) 志望動機 (3分間自己PR) (2) 中学校での活動状況 (3) 高校生活への意欲 (4) その他</p> <p>4 観点 (1) 態度 (2) 表現力等</p> <p>※面接については、1日目に実施する。</p>		